

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示について (概要)

1. 背景

旅客船や貨物船の安全に関する規制は、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等により定められているが、漁船については、魚群を追って海上を縦横に航行し、操業する特異性を有しており、漁業形態や漁獲方法の別による操業海域に応じた漁船特有の構造や設備を有することから、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

この点、漁船の安全について定める国際条約については、国際海事機関において、平成24年10月、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択されたところ。

これを受けて昨年6月、第208回通常国会において、我が国におけるケープタウン協定の締結が承認されたため、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶である、もっぱら漁ろうに従事する船舶を対象として、国際総トン数に応じた以下の要件を規定する。

<国際総トン数 950 トン以上>

- ①設置が義務付けられる消火ポンプの能力に関する詳細な要件
- ②固定式鎮火性ガス消火装置の設置場所の上昇温度限度
- ③防火仕切りにおける開口に設ける防火戸の材質などの詳細要件
- ④天井張り又は内張り裏の空間の仕切り間隔
- ⑤防火戸の自動閉鎖機能要件及び通風開口の詳細
- ⑥A級仕切りを貫通するダクトに関する材質などの詳細要件
- ⑦火災制御図の記載事項の詳細要件

<国際総トン数 950 トン以上 2000 トン未満>

上記①～⑦

- ⑧隔壁及び甲板は、A級仕切りとすべきこと

<国際総トン数 2000 トン以上>

上記①～⑦

- ⑨化粧張りとして施工される可燃性材料の具体的な使用制限値
- ⑩油だきボイラ室の各たき火場に対して、油の吸着を目的として備える乾燥物質の必要量及び材質
- ⑪備え付けが義務付けられる消火ポンプの能力に関する追加要件（①に追加して適用）
- ⑫船体や甲板室をアルミニウム合金で造る場合における詳細要件
- ⑬隔壁及び甲板に対して使用すべき仕切りの詳細要件
- ⑭制御場所に対する通風装置に関する詳細要件
- ⑮軸路に設ける戸の操作要件
- ⑯階段囲壁などに設ける戸に対する自動閉鎖機能要件
- ⑰ダクトに関する材質などの詳細要件（⑥を除く。）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日